

「三重県まん延防止等重点措置」に基づく新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた職場での取組に関する要請について」

三重県では8月20日から9月12日までの期間、「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、「三重県まん延防止等重点措置」に基づき、感染拡大防止を図るため、飲食店や集客施設への営業時間短縮の要請等のほか、事業所における出勤者削減などの以下の要請が行われることとなりました。

ご協力よろしくお願いたします。

●要請内容

- ・ローテーション勤務、時差出勤、オンライン会議ツールの活用などの接触機会低減の取組や在宅勤務（テレワーク）の徹底により、地域や業務の特性もふまえて出勤者の7割削減に向けた取組の実施
- ・食事や休憩など「居場所の切り替わり」の場面、寮での共同生活なども含め、従業員に対して、感染防止対策の周知・徹底
- ・外国人を雇用されている場合、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知